

JA三大疾病 保障付 住宅ローン

3

[三大疾病保障特約付団体信用生命共済]

突然の疾病にしっかり対策、 家と家族を守る住宅ローン。

もし、三大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)に罹患すると、
ご本人様をはじめご家族にとって身体的、経済的に大きな負担がかかります。
そんな万一の時に、家をしっかり守る対策として役立ちます。

家族と家をしっかり守るなら!

死亡・
後遺障害保障
に加え…

所定の状態^(※)
と診断
されたら

が ん

急性心筋梗塞

脳卒中

住宅ローン残高が

0 円に

住宅ローン残高が0円となるには
所定の条件があります。

死亡・後遺障害保障に加え、「がん」、「急性心筋梗塞」、「脳卒中」により、所定の状態^(※)と診断された場合、
住宅ローン債務残高相当額が共済金として全国共済農業協同組合連合会からJAに支払われ、住宅ローンが全額返済されます。

(※)詳しくは右ページ(P16)をご覧ください。

JA三大疾病保障付住宅ローンのご利用にあたっての留意点

●JA三大疾病保障付住宅ローンをご利用いただく団体信用生命共済は全国共済農業協同組合連合会の引受けとなりますが、団体信用生命共済の内容の詳細やご不明な点についてはお借入予定のJA窓口にお問い合わせください。●本「JA三大疾病保障付住宅ローン」のご案内はJA三大疾病保障付住宅ローンに付帯される共済の概要を説明したものであり、実際にお借入れの際には「団体信用生命共済 被共済者加入申込書兼告知書」に添付されている「団体信用生命共済のご説明」、「申込書ご記入のご案内」および「三大疾病保障特約付団体信用生命共済のしおり」を必ずご確認ください。●ローンのお申込みにあたりましては、上記団体信用生命共済の審査のほかに、当JAおよび当JA指定の保証機関の審査がございます。審査の結果によりましては、お申込みをお断りすることがございますので、ご了承ください。

- 商品名 JA三大疾病保障付住宅ローン[三大疾病保障特約付団体信用生命共済]
- 対象者 JA統一住宅ローンの新規借入者
- 対象住宅ローン JA住宅ローン「一般型」(基金協会保証型)・JA住宅ローン「100%応援型」(基金協会保証型)
JA住宅ローン「借換応援型」(基金協会保証型)・JAリフォームローン(基金協会保証型)
- ご融資利率 上記対象ローンの金利にJA所定の利率が上乗せされます。
- 保証料・手数料 別途保証料ならびに手数料がかかります。詳しくは窓口までお問い合わせください。

付帯される共済についての概要

正式名称

三大疾病保障特約付団体信用生命共済

ご加入について

■年齢

加入可能な加入時の年齢範囲は、20歳から50歳までとなります。

■告知

今までに、悪性新生物(上皮内がん、皮膚がんを含みます)と診断されたことがある場合にはご加入いただくことはできません。健康状態を「団体信用生命共済 被共済者加入申込書兼告知書」で告知していただきます。告知に際し事実を告知されなかったり、事実でないことを告知されますと、共済金が支払われない等不利益をこうむる場合がありますので、特にご注意ください。また、告知内容や全国共済農業協同組合連合会で保有する情報等によって、ご加入をお断りすることがあります。※共済金額(借入金額)が5,000万円を超える等の場合は、医師の診査を受けていただきます。(健康診断結果表等の内容によっては、医師の診査に代えることができる場合があります。)

■保障期間

この共済契約における保障の開始時は、資金受取時(資金を分割して受け取られる場合には、初回資金受取時)となります。また、保障終了日は債務の弁済を完了した日となりますが、それ以前に所定の年齢になられた場合または所定の期間が経過した場合は、その月の末日となります。

共済金のお支払い

■被共済者が共済期間内に次のいずれかに該当した場合、共済契約者(JA)に共済金が支払われ、住宅ローンが全額返済されます。

※約定利息、延滞利息および遅延損害金について、ご負担いただく場合があります。

- ①死亡されたとき
- ②保障の開始時以後に生じた傷害または疾病により、所定の後遺障害の状態になられたとき
- ③三大疾病(悪性新生物・急性心筋梗塞・脳卒中)に罹患し、以下の状態になられたとき

悪性新生物(がん)

保障期間内に、初めて所定の悪性新生物(上皮内がん、および皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんを除く)に罹患し、医師によって診断確定されたとき。ただし、保障の開始時の属する日から90日以内に悪性新生物と診断された場合を除きます。

急性心筋梗塞

保障の開始時以後に生じた疾病により、所定の急性心筋梗塞を発病し、初診日から60日以上、所定の労働制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断されたとき

脳卒中

保障の開始時以後に生じた疾病により、所定の脳卒中を発病し、初診日から60日以上、言語障害等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき

共済金が支払われない場合

■被共済者が次のいずれかに該当した場合、共済金のお支払いができません。

- ①保障の開始時の属する日から1年以内に自殺されたとき
- ②「団体信用生命共済 被共済者加入申込書兼告知書」に、告知日現在および過去の健康状態等について事実を告げなかったか、または事実でないことを告げ契約が解除されたとき[ただし、お支払事由の発生が解除の原因となった事実によらない場合には、支払われます。]
- ③被共済者の故意により所定の後遺障害の状態になられたとき
- ④保障の開始時前の疾病もしくは傷害が原因で所定の後遺障害の状態または疾病が原因で三大疾病状態になられたとき
- ⑤契約関係者に詐欺等の行為があった場合や共済金を詐取する目的で事故を起こした場合、契約関係者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合など、共済契約の全部または一部が取り消され、または解除されたとき

*上記「共済金のお支払事由」が戦争その他の変乱により生じた場合には、共済金の一部が削減されることがあります。

※上記以外の住宅ローン商品もご用意しています。詳しくは窓口までお問い合わせください。

※上記はあくまで概要です。ご加入にあたっては必ず「団体信用生命共済のご説明」、「申込書ご記入のご案内」および「三大疾病保障特約付団体信用生命共済のしおり」をご確認ください。

JA共済登録番号(22289990007)

※本ローンのお申込みにあたっては、当JAおよび当JAが指定する保証機関の審査がございます。審査の結果ご希望に添えない場合もございますのであらかじめご了承ください。